
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 5 号
平成 31 年 2 月 15 日

那覇市監査委員	久 場	健 護
同	宮 里	善 博
同	宮 城	哲
同	古 堅	茂 治

平成 30 年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

平成 30 年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成30年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について

健康部

○ 特定健診課

業務委託料の支出漏れについて（注意事項）

国保総合システム本体及びモニターの保守サービス業務委託契約（契約額：28,512円、期間：平成29年5月1日から平成30年3月31日まで）における委託料について、当該年度の支出を怠り、翌年度予算で支出したものである。

当該会計年度に支出すべき経費を翌年度予算で支出したことは、不適切な事務処理であり、那覇市予算決算規則第23条の規定に基づき、契約締結のときに支出負担行為をすべきであった。

予算の執行に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

那覇市予算決算規則第23条の規定に基づき、契約締結のときに速やかに支出負担行為を行うこと及び予算執行状況を徹底して確認することを課内で共有しました。また、担当者により行っていた予算管理表による執行管理を、決裁者においても同様に管理表を用いることで二重にチェックし、適正な事務処理に努めています。

消防局

○ 総務課

行政財産目的外使用料の調定漏れについて（注意事項）

西消防署小禄出張所の敷地内に設置されている光変換装置及び中央消防署首里出張所の敷地内に設置されている電柱2本について、行政財産目的外使用を許可しているが、調定及び納入の通知を怠り、行政財産目的外使用料（5,653円）が未収となった。

那覇市行政財産使用料条例第2条第1項は使用許可を受けた者から使用許可の際に使用料を徴収すると、那覇市会計規則第20条第1項は当該歳入の調査事項が適正であるときは直ちに調定をすると、また、同規則第23条第1項は歳入を収入するため納付通知書を納入義務者へ送付しなければならないと、それぞれ規定している。目的外使用料の徴収については、当該条例等に基づき収入すべきであった。

歳入の調定事務に当たっては、関係条例等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

那覇市行政財産使用料条例第2条第1項に基づき、行政財産目的外使用許可の際に使用料を徴収するよう適正な事務処理に努めます。

なお、平成29年度に徴収すべきであった行政財産目的外使用料（5,653円）につきましては、平成30年度分と併せて徴収済みとなっております。